

1. 法人基本情報					
(1)都道府県区分 03 岩手県	(2)市町村区分 205 花巻市	(3)所轄庁区分 03205	(4)法人番号 5400005003151	(5)法人区分 01 一般法人	(6)活動状況 01 運営中
(7)法人の名称 社会福祉法人宝寿会	(8)主たる事務所の住所 岩手県 花巻市 石鳥谷町上口一丁目3番地3		(9)主たる事務所の電話番号 0198-45-2143		
(10)主たる事務所のFAX番号 0198-45-4391	(11)従たる事務所の有無 1 有		(12)従たる事務所の住所 岩手県 花巻市		
(13)法人のホームページ http://www.houjyukai-iwate.com	(14)法人のメールアドレス houjyukai@helen.ocn.ne.jp		(15)法人の設立認可年月日 昭和45年12月11日		
(16)法人の設立登記年月日 昭和46年1月14日					

2. 当該会計年度の初日における評議員の状況					
(1)評議員の定員 7	(2)評議員の現員 7	(3-6)評議員全員の報酬等の総額(前会計年度実績)(円) 70,000			
(3-1)評議員の氏名	(3-2)評議員の職業	(3-3)評議員の任期	(3-4)評議員の所轄庁からの再就職状況	(3-5)他の社会福祉法人の評議員・役員・職員との兼務状況	(3-7)前会計年度における評議員会への出席回数
川村次男		R3.6.29 ~ 令和7年6月	2 無	2 無	1
前民生委員等 玉山 進		R3.6.29 ~ 令和7年6月	2 無	1 有	1
福祉施設職員 元市長福祉課長 大原初真		R3.6.29 ~ 令和7年6月	2 無	2 無	1
宝寿会第三者委員 元石鳥谷可保健師 川村和生		R3.6.29 ~ 令和7年6月	2 無	2 無	1
会社員・地元公民館長 菅原善幸		R3.6.29 ~ 令和7年6月	2 無	2 無	0
南部社氏協会事務局長 元石鳥谷総合支所長 藤原栄市		R3.6.29 ~ 令和7年6月	2 無	2 無	1
宝寿荘家族会会長 元岩手銀行員 菊池廣子		R3.6.29 ~ 令和7年6月	2 無	2 無	1
元施設職員		~			
		~			
		~			
		~			
		~			
		~			
		~			
		~			
		~			
		~			
		~			
		~			
		~			
		~			
		~			
		~			



~					
~					
~					
~					
~					
~					
~					
~					
~					
~					
~					
~					
~					
~					
~					
~					
~					
~					
~					
~					
~					
~					
~					
~					
~					

(注)「(3-2)理事の役職」のうち、「理事長」は、社会福祉法45条の13第3項で規定する理事長(会長等の他の役職名を使用している法人がある。)である。  
「業務執行理事」は、社会福祉法45条の16第2項第2号で規定する業務執行理事(常務理事等の他の役職名を使用している法人がある。)である。

**4. 当該会計年度の初日における監事の状況**

(1)監事の定員	2	(2)監事の現員	2	(3-6)監事全員の報酬等の総額(前会計年度実績) (円)	68,000	
(3-1)監事の氏名	(3-2)①監事の職業	(3-2)②監事の所轄庁からの再就職状況	(3-3)監事選任の評議員会議決年月日	(3-4)監事の任期	(3-5)監事要件の区分別該当状況	(3-7)前会計年度における理事会への出席回数
高橋重木	北海道土木非常勤顧問 R3.6.29 ~   令和5年6月	2 無	令和3年6月29日		6 財務管理に鑑見を有する者(その他)	1
高橋 勉	高橋勉税理士事務所長 R3.6.29 ~   令和5年6月	2 無	令和3年6月29日		5 財務管理に鑑見を有する者(税理士)	1
	~					
	~					
	~					
	~					
	~					
	~					
	~					
	~					
	~					

**5. 前会計年度・当会計年度における会計監査人の状況**

(1-1)前会計年度の会計監査人の氏名（監査法人の場合は監査法人名）	(1-2)前会計年度の会計監査人の監査報酬額（円）	(1-3)前年度決算にかかる定時評議員会への出席の有無	(2-1)当会計年度の会計監査人の氏名（監査法人の場合は監査法人名）	(2-2)当会計年度の会計監査人の監査報酬額（円）

**6. 当該会計年度の初日における職員の状況**

(1)法人本部職員の人数					
①常勤専従者の実数	0	②常勤兼務者の実数	3	③非常勤者の実数	0
常勤換算数		3.0		常勤換算数	
(2)施設・事業所職員の人数					
①常勤専従者の実数	54	②常勤兼務者の実数	24	③非常勤者の実数	9
常勤換算数		24.0		常勤換算数	
				6.4	

**7. 前会計年度に実施した評議員会の状況**

(1)評議員会ごとの評議員会開催年月日	(2)評議員会ごとの評議員・理事・監事・会計監査人別の出席者数				(3)評議員会ごとの決議事項
	評議員	理事	監事	会計監査人	
令和3年6月29日	7	2			1.令和2年度社会福祉法人宝寿会事業報告について 2.令和2年度宝寿会計収支決算の承認について 3.社会福祉法人宝寿会役員の選任について その他、新型コロナウイルス対策について
令和4年3月22日	0	0			1.令和3年度宝寿荘会計（第一次）補正予算（案）について 2.令和4年度社会福祉法人宝寿会事業計画（案）について 3.令和4年度宝寿荘会計収支予算（案）について 4.諸規程の一部改正（案）について（書面決議）

--	--	--	--	--	--

(4)うち開催を省略した回数

**8. 前会計年度に実施した理事会の状況**

(1)理事会ごとの理事会開催年月日	(2)理事会ごとの理事・監事別の出席者数		(3)理事会ごとの決議事項
	理事	監事	
令和3年6月12日	6	2	1.令和2年度社会福祉法人宝寿会事業報告について 2.令和2年度宝寿荘会計収支決算の承認について 3.社会福祉法人宝寿会役員候補者の選任について 4.社会福祉法人宝寿会評議員候補者の選任について 5.宝寿会苦情解決事業実施要項に係る第三者委員の選任について 6.諸規程の一部改正等について (1)宝寿荘デイサービスセンター総合事業運営規程 7.定時評議員会の招集について その他.新型コロナウイルス感染対策について
令和4年3月14日	0	0	1.令和3年度宝寿荘会計（第一次）補正予算（案）について 2.令和4年度社会福祉法人宝寿会事業計画（案）について 3.令和4年度宝寿荘会計収支予算（案）について 4.諸規程の一部改正（案）等について 5.評議員会の招集について（書面決議）



Empty table grid for additional information or notes.

10. 前会計年度に実施した会計監査(会計監査人による監査に準ずる監査を含む)の状況

(1)会計監査人による会計監査報告における意見の区分

11. 前会計年度における事業等の概要 - (1)社会福祉事業の実施状況

Main data table with columns for facility type, location, name, ownership status, dates, and financial metrics. Includes rows for various nursing home and care center projects.



(1)会計監査人非設置法人における会計に関する専門家の活用状況

①実施者の区分	
②実施者の氏名（法人の場合は法人名）	
③業務内容	
④費用〔年額〕（円）	

(2)法人所轄庁からの報告徴収・検査への対応状況

①所轄庁から求められた改善事項	<p>(指摘事項)</p> <p>1 社会福祉法第45条の23において、「社会福祉法人は、厚生労働省令で定める基準に従い、会計処理を行わなければならない」とされているが、以下のとおり会計基準に適合しない処理等がみられたので、以後適正に行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・貸借対照表中、リース債務のうち、1年以内に支出予定の分は1年基準（ワンイヤールール）に基づき、流動負債に計上すること。</li> </ul> <p>2 社会福祉法第45条の13（理事会の権限等）第2項第1号・定款第28条（権限）・定款細則第11条（事務の専決）・理事長専決規定等により、法人の業務はその種別・規模に応じて理事会議決又は専決権者の承認（決裁）が必要であるが、理事長の専決権を越える契約で、理事会に諮られていない案件があったので、以後適正に行うこと。</p> <p>3 社会福祉法第45条の11（議事録）及び社会福祉法施行規則第2条の15（評議員会の議事録）において、評議員会議事録の必要記載事項が定められているが、一部の議事録で「議事録の作成に係る職務を行った者の氏名」が不足していたので、以後適正に整備すること。</p> <p>4 社会福祉法第45条の13（理事会の権限等）第4項において、「重要な財産の処分及び譲受け」「多額の借財」「重要な役割を担う職員の選任及び解任」等の重要な業務運行の決定を理事に委任することができないとされ、社会福祉法人指導監査実施要綱で委任範囲を詳細に決定し、規定等に明記することとされているが、理事長専決規定中で権限の範囲が不 明確な部分があるので、理事会で審議のうえ決定すること。</p> <p>5 社会福祉法人審査基準第3-1-(3)において、「実際に法人運営に参画できない者を評議員又は役員として名目的に選任することは適当ではない」とされ、制度改正により理事会への出席確保に関する指摘基準が従前に比して厳密な取扱いとなったところであるが、理事会を2回以上連続で欠席した理事がみられたので、今後の出席を促すとともに、権力全員が出席可能となるように日程調整を行うこと。</p> <p>6 定款第46条に基づく定款細則中で以下のとおり制度改正に対応していない部分があるので、所要の改正を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉法第45条の14第9項により準用する一般社団法人及び一般社団法人に関する法律第94条第1項で理事会を招集する者は一週間前に通知を発出することとされ、また同条第2項により、招集手続きを経ることなく理事会を開催する場合、理事及び監事全員の同意が必要とされていることから、第4条（評議員会及び理事会の招集等）の内容を見直すこと。</li> <li>・社会福祉法第45条の9第10項により準用する一般社団法人及び一般社団法人に関する法律第182条第1項及び第183条において、評議員会を招集するには一週間前までに通知を発出することとされ、招集の手続きを経ることなく開催する場合には評議員全員の同意が必要とされていることから、同様に第4条の内容を見直すこと。</li> <li>・社会福祉法第45条の11（議事録）・第45条の15（議事録等）及び社会福祉法施行規則第2条の15（評議員会の議事録）・第2条の17（理事会の議事録）に基づき、第7条（議事録の作成）の内容を修正すること。</li> </ul> <p>※ 指導監査年月日 令和元年11月14日（木）</p>
-----------------	---

②実施した改善内容

(是正改善内容)	<p>1 「1年以内返済予定リース債務」は、年度当初に固定負債の「リース債務」から1年以内に支出予定の分を流動負債の「1年以内返済予定リース債務」へ計上していたが、年度内に1年分の返済が済んでいたため年度末には「0」表示となっていた。今後は、年度内に翌年度分の「リース債務」のうち1年以内に支出予定分を流動負債の「1年以内返済予定リース債務」に計上する仕訳処理を行います。</p> <p>2 ご指摘のとおり、不適切な案件があったので、以後適正に取り扱います。</p> <p>3 ご指摘のとおり、不適切な部分があったので、以後適正に取り扱います。</p> <p>4 今般の指摘事項を改善するため、定款細則並びに理事長専決規程を全面的に見直し、適切な法人運営に努めて参ります。</p> <p>5 制度改正により厳密化された規則に則り、理事会の開催について、役員全員が出席可能となるように善処いたします。</p> <p>6 4の改善内容と同様、定款細則を前面に見直し、規則に則った事務ができるよう努めて参ります。</p>
----------	---

15. その他

退職手当制度の加入状況等（複数回答可）

① 社会福祉施設職員等退職手当共済制度（(独)福祉医療機構）に加入	1 有
② 中小企業退職金共済制度（(独)勤労者退職金共済機構）に加入	2 無
③ 特定退職金共済制度（商工会議所）に加入	2 無
④ 都道府県社会福祉協議会や都道府県民間社会福祉事業職員共済会等が行う民間の社会福祉事業・施設の職員を対象とした退職手当制度に加入	2 無
⑤ その他の退職手当制度に加入（具体的に：●●●）	
⑥ 法人独自で退職手当制度を整備	2 無
⑦ 退職手当制度には加入せず、退職給付引当金の積立も行っていない	2 無